

議案第 18 号

橋本市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

橋本市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 2 年 11 月 30 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

橋本市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成30年橋本市条例第19号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(管理者) 第5条 略</p> <p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)でなければならぬ。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を前項に規定する管理者とすることができる。</p> <p>3 略</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (経過措置)</p> <p>2 令和9年3月31日までの間は、第5条第2項(第33条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、介護支援専門員(介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を第5条第1項(第33条において準用する場合を含む。)に規定する管理者とすることができる。</p> <p>3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「第5条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所(基準該当居宅介護支援の事業を行う事業所)にあっては、同日において当該事業を行っている事業所)であって、同日において当該事業所における第5条第1項(第33条において準用する場合を含む。)に規定する管理者(以下この項において「管理者」という。)が介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でないものについては、第5条第2項」と、「介護支援</p>	<p>(管理者) 第5条 略</p> <p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)でなければならぬ。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を前項に規定する管理者とすることができる。</p> <p>3 略</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (経過措置)</p> <p>2 平成33年3月31日までの間は、第5条第2項(第33条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、介護支援専門員(介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を第5条第1項(第33条において準用する場合を含む。)に規定する管理者とすることができる。</p>

<p>専門員(介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を第5条第1項(第33条において準用する場合を含む。)に規定する」とあるのは「引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を」とする。</p> <p>4 略</p>	<p>3 略</p>
--	------------

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定及び附則第3項を附則第4項とし、同項の前に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。